

○ 金 融 庁 告 示 第 号
厚生労働省

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例を次のように定める。

平成二十四年 月 日

金融庁長官 畠中龍太郎

厚生労働大臣 小宮山洋子

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例

（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働

金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例)

第一条 平成二十六年三月三十日までの間、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（平成十八年 金融庁 厚生労働省告示第七号）第四条第一項中「その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、為替換算調整勘定」とあるのは「為替換算調整勘定」と、同告示第十三条第一項中「及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価

証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。」の合計額」とあるのは「の額」とする。

（労働金庫法施行規則第九十七条第二項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の特例）

第二条 平成二十六年三月三十日までの間、平成十年大蔵省告示第五号（労働金庫法施行規則第九十七

条第二項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げ

る基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件）中「、基本的項目の額」とあるのは、

「、基本的項目の額（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第 号）第一条の規定により読み替えて適用する」とする。

（労働金庫法施行規則第一百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法

第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の特例)

金融監督庁

第三条 平成二十六年三月三十日までの間、平成十年大蔵省告示第七号（労働金庫法施行規則第百条第

労働省

四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基

準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件）第一項中「、基本的項目の額（」とあるのは

「、基本的項目の額（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうか

かを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第 号。次項において「特例告示」

という。）第一条の規定により読み替えて適用する」と、同告示第二項中「自己資本比率告示第十三条」

とあるのは「特例告示第一条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第十三条」とする。

（労働金庫法施行規則第一百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の特例）

第四条 平成二十六年三月三十日までの間、労働金庫法施行規則第一百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づ

き、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第七号）

金融監督庁

（告示第一号）第一条中「用語は、」とあるのは、「用語は、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年六月三十日限り、その効力を失う。）第一条の規定により読み替えて適用する」とする。

附 則

- 1 この告示は、平成二十四年六月三十日から適用する。
- 2 この告示は、平成二十六年三月三十日限り、その効力を失う。